三二七―水先人に免許を与えた件　六
三二九―自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　六
三三〇―自動車の装置の型式を指定した件　六
三三六　自動車の共通構造部の型式についての指定を取り消した件　六
三三七　自動車の特定共通構造部の型式を指定した件　六
三三八　自動車の型式についての指定を取り消した件　六
三四四　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　六
三四五　運輸審議会から答申があった件　七
三四六　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　七
三四七　高速自動車国道に関する件　九
三四八　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九
三四九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　九
三五〇―砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一三
三五三　成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四
三五四　信号符字を点附した件　一四
三五五　信号符字を取り消した件　一四
三五六　船舶国籍証書を無効とした件　一四
三五七　公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件　一四
三五八　砂防法第二条の土地を指定する件　一四
三五九　砂防法第二条の土地を指定する件　一五
三六〇　進入管制区を指定する告示の一部を改正する件　一五
三六一　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一五
三六二―地すべり防止区域を追加指定する件　一六
三六四　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定道路を指定した件　一九
三六五　水先人に免許を与えた件　二
三六六　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二
三六七　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二
三六八　自動車の型式を指定した件　二
三六九　自動車の型式についての指定を取り消した件　二
三七〇―自動車の型式を指定した件　二
四〇三　自動車の型式についての指定を取り消した件　二
四〇四　自動車の共通構造部の型式を指定した件　二
四一二　自動車の装置の型式を指定した件　二
四一三　自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　二
四一四　建設業法に基づく登録解体工事講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二
四一五　建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二
四四二　船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示　二
四四七―自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　二
四四八　自動車運送事業の運輸規則第二十一条第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域　二
四四九　自動車運送事業の運輸規則第二十一条第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域　二
四五〇　自動車運送事業の運輸規則第二十一条第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域　二
四五一―高速自動車国道に関する件　二
四五四　砂防法第二条の土地を指定する件　二
四五五　直轄砂防工事を施行する件　二
四五七　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　二
四五八　無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示　二
四五九　無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示の一部を改正する告示　二
四六〇　直轄砂防工事を施行する件　二
四六一　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二
四六二　高速自動車国道に関する件　六
四六三　自動車の装置の名称及び型式並びに指定製作者等の氏名及び住所を変更した件　六
四六五　〃　六
四六六―自動車の装置の名称及び型式並びに指定製作者等の氏名及び住所を変更した件　六
四六九　小型特殊自動車の型式を認定した件　六
四七〇―小型特殊自動車の型式を認定した件　七
四七八　小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件　七
四七九　検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件　八
四八〇　原動機付自転車について製作廃止の届出があった件　八
四八一　小型特殊自動車の製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件　八
四八二　原動機付自転車の製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件　八
四八三　航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件　八
四八四　飛行制限区域を定める告示　八
四八五　高速自動車国道に関する件　八
四八六―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　八
四八九〇　高速自動車国道に関する件　八
四九一　水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件　八
四九二　昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件　八
四九三　〇海上保安庁　航路標識に関する件　八
一一〇―　〃　八
一一二―海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　八
一一七―航路標識に関する件　八
一一九　〃　八
一二〇―海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　八
二九　102　八
七　〇環境省　環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件　八
八　阿蘇くじゅう国立公園の公園計画を変更する件　八
九　国立公園の公園事業を決定する件　八
七　〇原子力規制委員会　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の一部を改正する告示　八
八〇―海上における射撃訓練を実施する件　八
八二　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　八
八三　〇防衛省　海上における射撃訓練を実施する件　八
八四―海上における射撃訓練を実施する件　八
八六　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件　八
八七　海上における空対空射撃訓練を実施する件　八
八八―海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　八
九二　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　八
九三　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　八
九四　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　八